

平成18年度地方税制改正（案）について

税源移譲等

◎ 所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を行う。

* 個人住民税所得割の税率を10%（道府県民税4%・市町村民税6%）の比例税率とする。

（注）適用は、平成19年6月徴収分から。

現 行			改 正 案	
〔課税所得〕	〔標準税率〕		〔課税所得〕	〔標準税率〕
200万円以下の金額	5%		一律	10%
700万円以下の金額	10%			
700万円超の金額	13%			

【参考】	補助金改革影響額	→	税源移譲額	差 引
都道府県	2兆2,800億円		2兆1,800億円	△1,000億円
市 町 村	7,300億円		8,300億円	+1,000億円

* 個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講ずる。

* 税源移譲に伴い、住宅ローン減税（平成18年までに入居した者に限る。）により控除される所得税額が減少する者については、翌年度の個人住民税において減額調整する措置（減収額は全額国費で補てん）を講ずる。

* その他分離課税の税率の見直しなど所要の措置を講ずる。

◎ 平成18年度においては、3兆94億円の所得譲与税を譲与する。

* 平成18年度所得譲与税

- ・ 譲与総額 3兆 94億円
- ・ 配分割合 都道府県分：2兆1,794億円、市町村分：8,300億円
- ・ 譲与基準 平成17年度の所得譲与税等の譲与額＋税源移譲見込額あん分

◎ 定率減税を廃止する。

現 行（平成18年度分）
個人住民税所得割額の7.5% （上限2万円）



廃 止

（注）適用は、平成19年6月徴収分から。

三 安心・安全のための税制

◎ 耐震改修促進税制の創設(固定資産税)

* 昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事を施した場合、固定資産税の税額を次の期間1/2減額する。

平成18年～21年末までの改修工事	3年度分
平成22年～24年末までの改修工事	2年度分
平成25年～27年末までの改修工事	1年度分

◎ 地震保険料控除の創設(個人住民税)

* 損害保険料控除を改組し、地震保険料控除制度を創設する(地震保険料等の1/2(最高2万5千円)を所得控除)。

◎ その他安心・安全のための税制上の特例措置

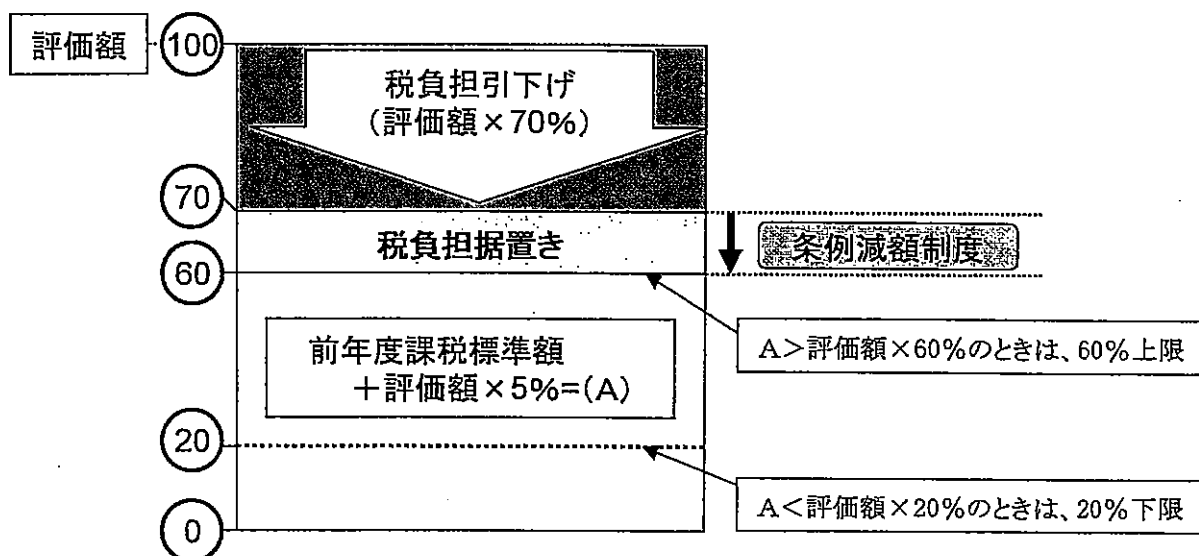
- * 中小鉄道事業者によるATS等脱線防止設備に係る固定資産税の特例措置(1/4に軽減)
- * BSE対策実施のための償却資産に係る固定資産税の特例措置(3年間1/2に軽減)
- * 新潟中越地震災害による被災代替家屋等に係る固定資産税の特例措置(4年間1/2に軽減)など

三 固定資産税

◎ 土地に係る固定資産税の負担調整措置(平成18年度から平成20年度まで)

- * 商業地等に係る課税標準額の法定上限(評価額の70%)を維持する。
- * 商業地等に係る条例減額制度を継続する。
- * 負担水準が低い土地について、制度を簡素化し、均衡化を一層促進する。

<商業地等の場合>



四 不動産取得税

◎ 土地・住宅に係る税率の引下げ措置の延長

- * 土地・住宅に係る税率の引下げ措置(4%→3%)を3年延長する(平成21年3月31日まで)。
(商業ビルなど、住宅以外の家屋に係る税率の引下げ措置は廃止。ただし、経過措置として、2年間に限り3.5%とする。)

五 環境税制

◎ 自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特例の延長

- * 自動車税について、環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、環境負荷の大きい自動車を重課する「自動車税のグリーン化」について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2年延長する。

また、自動車取得税の低燃費車特例について、同様に見直した上で、2年延長する。

燃費性能 \ 排出ガス性能	平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (☆☆☆☆)
平成22年度燃費基準+10%達成車	(自動車税) 税率を概ね25%軽減 (自動車取得税) 取得価額から15万円控除
平成22年度燃費基準+20%達成車	(自動車税) 税率を概ね50%軽減 (自動車取得税) 取得価額から30万円控除

(注1) 平成18・19年度の新車新規登録車を対象に登録の翌年度の自動車税を1年間軽減。

(注2) 自動車税の重課対象は、従前と同様(新車新規登録から11年超のディーゼル車等について、概ね10%重課)。

六 その他

◎ 地方のたばこ税の税率を引上げ(平成18年7月1日から)

		(現 行)	(改正案)
道府県たばこ税	1,000本につき	969円	→ 1,074円
市町村たばこ税	1,000本につき	2,977円	→ 3,298円
合 計	1,000本につき	3,946円	→ 4,372円

(注1) 旧3級品については上記とは別の税率。

(注2) 地方のたばこ税において引き上げる税率と同率を、国のたばこ税においても引き上げ、小売価格では1本1円程度の影響。

◎ 自動車税・軽自動車税の制限税率引上げ

- * 課税自主権の拡大の観点から、自動車税・軽自動車税の制限税率を引き上げる。

(現行) 標準税率の1.2倍 → (改正案) 標準税率の1.5倍